## 平成30年度第1回協働支援会議

平成30年4月13日(金)午前10時本庁舎6階 第4委員会室

出席者: 久塚委員、宇都木委員、関口委員、及川委員、土屋委員、石橋委員、伊藤委員、 吉田委員、加賀美委員

事務局:地域コミュニティ課長、神原主査、丹野主任、松永主事

地域コミュニティ課長 始めます。座長の選任までは事務局であります地域コミュニティ課が進行を務めさせて頂きます。よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせて頂きます。最初に、吉住区長から委員の皆様に委嘱状を交付させていただきます。それでは、区長、よろしくお願いいたします。

吉住区長 委嘱状。久塚純一様。新宿区協働支援会議委員を委嘱する。任期、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。平成30年4月1日、新宿区長、吉住健一。よろしくお願いいたします。

委嘱状。宇都木法男様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。 宇都木委員 よろしくお願いします。

吉住区長 委嘱状。関口宏聡様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。 関口委員 よろしくお願いします。

吉住区長 委嘱状。及川由美子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状。土屋慶子様。以下、同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状。石橋明美様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状。伊藤清和様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

伊藤委員 よろしくお願いいたします。

吉住区長 委嘱状。吉田淳子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。 地域コミュニティ課長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして吉住区長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉住区長 おはようございます。ご紹介いただきました新宿区長の吉住健一でございます。

ただいま委嘱状の交付をさせていただきました。また、1年間どうかよろしくお願いいたします。この協働支援会議の委員をお引き受けいただきまして本当に感謝を申し上げたいと思います。この協働支援会議というものも15年目を迎えることとなりました。委員の皆様にはそれぞれのご専門、また日常の生活、あるいは活動の中でお気づきになったことを自由に発言していただきながら、これまでさまざまな事業についての審査、あるいは評価をしていただいてまいりました。引き続きご意見をいただければありがたいと考えております。

協働事業につきましては、昨年度の協働支援会議におきまして、委員の皆様のご意見をいただきながら協働推進基金を活用しましてより機能的に区政課題、地域課題の解決を図る制度へと見直しを行ってまいりました。早速NPOやボランティア団体等で実施する事業についての選考に向けた協議を行っていただいています。

また、民間で活動する団体の柔軟性、それから専門性を生かした創意工夫のあふれる提案を採択をしていただきまして、地域が抱えるさまざまな課題の解決に向けてご審議をいただけますようお願いをしたいと思っております。

本年度はそのほか従来からの事業の引き継ぎということになりますが、3年目を迎えている地域防災の担い手育成、それから2年目を迎えています地域の担い手ごっくんリーダーによる食べる力推進プロジェクト、この二つの事業を推進していくことになりますが、それについての検証、評価を行っていただくことになります。

社会構造が大きく変化をしまして、区民のニーズというものが非常に多岐にわたってきている中でそのすべてを、逆に行政組織というのは人を減らすように社会的な要請を受けておりますので、少なくなっていく公務員の中でより多くの種類のサービスを展開しなければいけないというのが今の社会でございます。

そういう意味では民間の皆さんとどうやったらうまく協働できるのか。そうした観点で 事業の選定を行い、また担い手の。みんなこれから皆様の評価をいただくことによってさ らに仕事がブラッシュアップできる。そういう環境をつくっていければありがたいという ふうに考えております。

委員の皆様には今年度も引き続きまして協働の推進に関して協議をいただきまして、ご 意見をいただきたいと思います。1年間よろしくお願いいたします。 地域コミュニティ課長 どうもありがとうございました。

なお、本日吉住区長ですが、10時半までお時間をいただいております。この後、委員 の皆様からそれぞれ自己紹介をしていただきまして、その後時間がありましたら若干の懇 談をということで考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。お手元に資料 1をお配りしておりますが、協働支援会議の委員名簿というものがございまして、こちら の順番に沿って自己紹介をいただければと思います。

それでは、まず久塚様、よろしくお願いいたします。

久塚委員 久塚と申します。新しい委員の方は初めての方がおられると思うのですけれ ども、今、区長さんからごあいさつがあったように15年ぐらい委員会に出ているという ことです。その前に伊藤さんも準備の段階から2年ぐらいご一緒させていただいているの で、17年ぐらいかかわらせていただいています。

大きな変革というのは何度かあったのですけれども、新宿区が持っている特徴というのが、先ほども出るようなことに徐々になってきて、ことしは後ほど紹介があると思うのですけれども任意団体も中に二つ入ってきていますし、随分変わってきたなと。最初のころは本当に進めるのが物すごく難しいあれだったのですけれども、非常に皆さん方というか、話ができるようになってきてよかったなと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、本年度もよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。それでは、続きまして、宇都木様、お願いいたします。

宇都木委員 宇都木です。久塚先生と一緒に、伊藤さんと3人ずっと一緒にやってきましたけれども、だいぶこの制度も変化をしています。だけど高齢化、高齢社会だけではなくて、やっぱり時代の変革と市民生活の変化というのはやっぱり相当気をつけていかないと、こういう委員会の扱い方というのはあまり画一化してしまっていいところが、市民活動のいいところを何か枠の中に閉じ込めるみたいなことになってしまうといけないのではないかと私は懸念しながらやっているのですが、この委員会は新宿区区民の生活改善にとって、あるいはシニア推進事業をつくっていくことについて、少しでも役に立てば幸いだと思います。ことしもよろしくお願いします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。では、続きまして、関口様、お願いい たします。 関口委員 関口宏聡です。認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会というNPO法人で代表をしております。おかげさまでこの委員会が15周年ということだったのですけれども、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法もことし20周年となりまして、全国で5万2,000法人。先ほど調べたら新宿区は大体750ぐらいあるのですよね。そうすると大体栃木県より多いとか、1県よりも、あとは政令市で言うと大体京都市が857とか、神戸市が787とかなのでそれぐらい、1政令市と同じぐらいの法人数が新宿区内にNPO法人として存在しておりますので、これは区長が言われたとおりやはりそういったNPOのパワーを発揮してもらって、区民の方々によりよいサービスを提供できればと思っておりますのでことしもどうぞよろしくお願いします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。それでは、続きまして及川様、よろしくお願いします。

及川委員 及川由美子と申します。よろしくお願いします。千葉県船橋市の出身で、結婚してから今十五、六年新宿区に在住しております。皆さんと隣の近所の方たちに支えられて新宿区で快適に楽しく家族と住んでいます。

この協働事業の中で建設的にお話し合いをしながら、区民の利益に結びつくような何か 手助けができたらなと思っております。よろしくお願いします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。続きまして、土屋様、お願いいたします。

土屋委員 土屋慶子でございます。新宿区の最高規範である新宿区自治条例がことし8年目になるのですけれども、そのときの区民委員として参加しました。それから区政に興味を持つようになって、区との協働事業というところではかなり早い時期のことだったのかなと思います。

今、地区協議会を中心に若松地域で地域活動を中心に行っております。ここで得た知識をまた地域に持ち帰って今後の活動に生かせたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。それでは、続きまして、石橋様、お願いいたします。

石橋委員 今年度からメンバーに加えていただきました区民委員の石橋です。よろしく お願いいたします。

私の自己紹介をさせていただきますと、昨年3月に長らく勤めてきた会社をやめまして、

これからは地域活動ということで町会であったり、PTA本部は昨年度という1年の任期があったのですが、などあとはマンション関係。新宿区はマンションが随分ふえてきていますので、その理事会員ということもさせていただいております。

先ほど土屋さんのほうもちょっとお話があったのですが、私は育児休業しているときに 地域のことで何か。そのときはまだこちらには住んではいなかったのですが、不便さを感 じて、そういうほうを企業として何かできないかというのを提案してきてはおりました。

新宿区のほうはことしで7年目になるのですが、改めてほかの地域でいろんな活動をされている中で、新宿区であまりそういう活動というのは思いのほか機会がないので、これからそういう思いの方がたくさんいらっしゃるというのはよくわかっているので、それを現実的に支援していこうということで何かしらできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。それでは、続きまして、伊藤様、お願いいたします。

伊藤委員 伊藤清和と申します。富士ゼロックスで事業計画を長年やってきましたので、一応この協働事業の委員の中ではそこら辺の計画性ですとか、それとレビューとか、そこら辺を主体的に見ているのですけれども、レビューといいますか、プレゼンが皆さんうまくなってきているので、だからそれに惑わされないように。その最初の取っかかりのときから計画性を主体的にアドバイスしていくつもりですけれども、あとは常に市民、区民といいますか。区民の立場、それから区民のためにどうなのと。そこら辺を忘れずに見ていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。続きまして、吉田様、お願いいたします。

吉田委員 はじめまして。新宿区社会福祉協議会、現在は次長をしておりますが、昨年までは5年ほど地域活動支援課というところで区内全域を担当いたしまして、主にボランティア活動ですとか、まさしく今回おっしゃっていただいているような団体さんのご支援、その他。そして、社協はやはり特定の年齢の方とのかかわりだけではなくファミリーサポートセンター、お子様の支援をしたり、あるいは高齢者の方の見守り。社協の建物の中には1階に視覚・聴覚障がい者交流コーナーという形で障がいの方とも関係づくりなどもしております。

そういった事業所ですので、その中で多くの区民の方に支えていただいている団体です。

そういったかかわりの中で今回のまた協働事業を通じましても何かお力になれたらと思っております。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 どうもありがとうございます。

今年度からこの支援会議の委員として加わらせていただきます地域振興部長の加賀美からも一言ごあいさつをさせていただきます。

地域振興部長 地域振興部長の加賀美でございます。皆様とは長いおつき合いをさせていただいております。ことしもこのポストで就任させていただきます。この支援会議も区が協働事業を展開するに当たってよりどころになる会議でございまして、それこそ専門的な視点、それらを区民目線として見、さまざまな事業について評価、あるいは審査をしていただくという会議になります。

税を投入して区が目指す地域課題を掘り起こす。また、区民福祉の向上につなげていけるよう皆様方のご協力をお願いしたいと思います。どうぞ年十四、五回会議がございますけれども、そのほかに家で作業していただく部分がかなりありますので、お忙しいところ本当に申しわけないのですけれども、かなりご負担をかけると思いますが、どうぞ1年間よろしくお願いしたいと思います。

地域コミュニティ課長 どうもありがとうございました。それでは、若干時間がございますので、10時半までの時間、区長と皆様のほうで懇談をしていただければというふうに思います。特にテーマは決めていませんので、皆様のほうで何か区長にお話をしたいような、協働に関してもしありましたらご自由にご発言いただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

石橋委員 では、1点、先ほど町会の活動もいろいろしているという話もさせてもらったのですが、なかなかできたばかりの町でうまくいかないというので相談先を探していましたら、新宿区さんのほうではちょっと当面なさそうな様子でしたので、東京都のほうで調べたら助成金以外に子供のというのでサポート組織をというのが紹介されていまして、それも昨年度は募集時期が秋ぐらいで、これはもう先でちょっと難しいかなとも思っていましたら、テレビの報道を見ていましたら千葉県のほうで、本当に特定の地域でそういった市民の現役の方が、何かその今あるスキルを使って地域に貢献するというそのNPOさんとかそういう団体さんではなく個人で活動されているという紹介がされていまして、そういう意味ではまた別の路線で、本屋さんにも現役世代をもうじき引退する方の今後を考えていますかということで、地域にかかわっていくというのが大事ですみたいな本が書店

のお勧めというので置いてあったので、そういう意味では一石二鳥という形になっている ので、そういう活動というのはこちらの協働支援とは別に案があるのか、こちらの中でち ょっとこれまで話があったのか、いかがでしょうか。

吉住区長 プロボノというのは、まさにその自分が持っている職業的なスキルをボランティアとして提供するということだと思うのです。新宿区内でもそういうことをやっている方はいらっしゃるのですが、それはそのネットワーク、人間関係の中でやっているというのが今のところの現状です。よくこういった協働支援事業であるとか、補助金事業に対して、高齢者に対するいわゆる人間に対する事業。それから、組織に対する、商店街に対する事業とか町会に対する事業とか、そういったものに対して結構否定的な見方をする人というのが今出てきまして、というのはその官製のボランティアというのはよくない。

私たちが思っているわけではなくて、それは住民の側、議会側から出る話なのです。逆に、私も確かにいろんなイベントを見させていただいていて、役所の力が入っていないところというのは、すごく自由にいろんなことを想像して活動されているのですごく活気があるなと。神楽坂のイベントであるとか、落合のほうのイベントであるとか、具体的なものが幾つかあるのですが、あと非常に自分たちで持っているスキルというのを存分に発揮して、役所の規制にとらわれない活動をされていますので、恐らくその辺のことを。

その辺で今大きなものになってきたやつで言うと、渋谷区に住んでいる東ちづるさんという人が、自閉症の子供に対する世界じゅうでいろいろブルーの色で照らす、飾りつけるという運動をやっているのですが、今だいぶ23区内に広がってきて、都庁のことしはライトアップをやっているのですけれども、あれは結局みんなプロボノの皆さんがボランティアでおやりになって、ちょっとボランティアでやっていらっしゃるので、事務局となかなか連絡がつかないというようなことがあったりしますので、うちにもそういうのを広げてくれというお話は前いただいたのですが、連絡先がなかなかないというちょっと悩みの種ではありますけれども、そういう活動をされている方はいらっしゃいます。

東京都というか、新宿区政の中でもプロボノというものをもっと導入すべきであるというご意見をいただいていて、そういったところの今新宿区内で今プロボノをやってくれる人というのはだれがいるかと。それを私たちは全くわからない話ですので、そういう講座がありますとか、こういう集まりがありますということは、今のところは区民の皆さんに聞かれた場合にはご周知するというような形をとらせて、東京都に乗っているということです、ある意味では。

もう少しそれをわかりやすくするとか、あとはよく身近なところで言うと学校で部活動 の指導をしてくれる方々がいらっしゃるのです、外部講師。こういった人たちもいわゆる 生活のなりわいとして指導しているわけではなくて、ある意味自分の余暇を使ったボラン ティア的な、有償ボランティアという具体的にはありますけれども、人によっては。そう いう形で自分のスキルを使っていただく。

結構いろんな町会とかでも今若い人が町会のホームページをつくって、それ、自分が本当はそういう仕事をしているのだけれども、町会からお金はとれないからボランティアでつくっていたり、そういうプロボノの兆しというのは芽生えては今各地で出てきているところなのです。

そういえばさっきいろんなマンションのこともあったりとか、何かいろいろ、あと育児 休業の支援をしておられた。どういう意味のを求められていらっしゃいますか。

石橋委員 そういう意味ではいろいろというのがあるのですが、今もお話があった町会のホームページというのも、それも昨年度のプロボノで新宿区のほうでも1件導入されてというのも拝見しまして、そういう話、調べて、調べてやっと見つかったみたいな形で、なかなかいろんな情報がおりてこないという。

仕事をやめて、いろんなことにちょっと首を突っ込ませていただいてやっと見つけられたという出会いなので、本当の先ほど申し上げた育児休業中に思ったのは、情報はどうしてこんなに入ってこないのだろうというのがあったので、どうもそのあたりからというところがあるのですが、そんな皆さんの情報を、ノウハウをどこで伝えるかというのも。

久塚委員 要するに役所というのは、行政というのは、そういう自由にやっている市民 の情報を上から目線で役所の権限で集めるわけにはいかないのです。それを集めてくださ いという市民の要望を出すこと自体がおかしいと私は。

要するに、上から市民が自由に住所もわからないことを一生懸命やっているものとお役所の関係は一体どうなのだろうということになって、それで協働という話が出てきて、それでNPO法の創設というのができて、自由にやっている人たちの住所地を持って、法人格を持って特定のものについて税制で優遇しようというのが20年ぐらい前にできてきたわけです。

ですから、もう1ランク、グルッと回って市民が自由にやっているものについて、では 区役所に情報を集めてくださいと言うと、区役所はやっぱり少し及び腰になるというか、 自由にやっているものに対して公がチェックをしたり見つけたりということは、自由を束 縛することになるのではないかということの対立構造になるわけです。

石橋委員 今までは情報がというのは、その市民活動がというのが実はメーンではなく て、いろんなサービスをしていただいているのに気づかなくてもったいないことをしたな とかいうのもたくさんあったり。

久塚委員 そのときに多分石橋さんにこれから求められるのは、それをくださいではなくて、あなたが集めて、あなたが発信するみたいなのをやったらどうという。

石橋委員 ああ、そうなのです。今それをやろうという、こちらの活動とは別に。そう いうのをやっていきたいというので、いろんなところでそれを。

久塚座長 大事なことですね。

宇都木委員 それが市民活動。人に頼ってはだめです、市民活動は。

関口委員 まあ、まあ、頼るところは頼っていいのですけれども。

石橋委員 私が、ではやりますみたいな形で。でも、それを本当に仕事をやめてもうす ごい時間をかけてというのでやる意気込みじゃないと、それもとかいう中で。

なので、そういう方がどこまでいて。でも、ある程度そういったルールみたいなのができると、いろんな方がやりやすくなるかなと。それも私のできる範囲でやっていこうとは。

久塚委員 だから、結局活動の部分でそれをめぐっての制度づくりをちょっと分けて、制度をつくるというのは公のものにするということなので、活動を自由にしながら制度として認めてくれるというのは、やっぱり大学のサークルと大学に認められた部活動みたいなもので、自由にやりたいのだったら別に大学によって承認されなくていいという。要するに、認められた限りはコントロールしますと常にあるわけなので、そこの難しいところなのです、よしあしがあるので。そういうことについて大いに発言をしてください、この委員会で。

吉住区長 ホームページ、今ITが進んでいるので、大抵スマホをいじればいろんな情報を普通はわかるはずだというふうになるのですけれども、どうしても今先生がおっしゃられたとおり、私たちが直接やっているものについては、私たちのホームページで告知ができるのですが、あとはそのご承諾いただいて、先行事例としてこういう活動をしていて活性化していますとか、こういうことをやってみんな便利だと喜んでいますという情報を流すことは、先方の承諾を得た上で私たちはまたできるのですが、あとはやはり情報をどんなに進めてきても最終的には人間同士になるので、例えばうちの区役所のほうに直接お電話をかけていただくと、職員が知っている情報というのはホームページに出ていないこ

ともたくさんありますので、多分そのほうが必要とされている情報がどういうふうなもの なのか。

やっぱりインターネットだとキーワードでひっかからないと、単語が違うと出てこないので、お調べになりたい単語と通常その私たちが使っている行政用語のちょっと乖離があったりだとか、そういうこともあるので、どうしてもお知りになりたいことをすぐ知りたいというときは、あいている時間でしたら区役所のほうにお電話いただければ、いろいろ情報提供もできると思いますので。

石橋委員 ありがとうございます。実は私も新宿コードで東京都のその活動をしたので、本当におっしゃるとおりで、聞いてみると、ああ、そういうのがあるのだと。ただ、私も経由でホームページをやっていて、どうしたらもっと見てもらいやすいかという中で、なかなか。別に新宿区に限らないで見てもらいやすいとか、調べてもらいやすいというのはまだまだ難しいことだと思います。

吉住区長 福祉のところ、いわゆる「ゆりかごから墓場まで」と言うと変なのですけれども非常に。これが東京都になると、今度は漁港の話から空港の話まで入ってくるので、外交とか。多分そのホームページという一つの媒体によって、あらゆる人の情報のニーズにこたえていくというのは、結構難しいことなのかななんていうふうに、永遠のテーマとして認識しております。

及川委員 すみません。今お話を伺っていて、区長にすごくお聞きしたいのが出ていた のですけれども、私たちを含めていろいろ区の区政のほうにこうしてほしいという意見が 多々、それぞれの立場の悩みがあります。

一方では、先ほど区長がおっしゃられたように人数が限られているという現実があります。あとでちょっと電話番号、きのう調べたものがあるのですけれども、そのときに感じたのは、こうして市民があまり行政に対して求め過ぎない、割り切っているところがあるなという感じがしたのです。

区としてはどうしてもやらなければいけないことがあって、一方で皆さんにいろんなサービスをしなければいけない。その辺の折り合いはどうして区長さんは分けているのかなと思って。具体的には例えば待機児童とか、高齢の方の問題とかが大きな柱にあるのだけれども、区民としてはそこをドカッと投入していただいて、何か小さなサービスを、おうちにもっとここに行かないのかななんて思ったことがあるのですが、その辺の振り分けはどう苦労されていますか。

吉住区長 そうですね、例えば見えやすいところでいくと待機児解消、育児支援という 一つの子育て支援ということでいくと、保育園の費用だけで今、年間140数億円使って います。新宿区の1年間の一般会計という、普通にこうやって行政がやっている仕事というのが1,400億円です。1割を保育園だけにまず投入しているというそういう現実が まずあります。

それから、高齢者の方が介護保険制度と区で直接やっている独自のサービスと法定サービスもあったりもするのですけれども、それを合わせていくと数百億円になってくるのです。

区で、全体で2,200億円のお金があるとすると、そのうちの6割ぐらいはいわゆる 高齢者と子供、それから障がい者の生活を守るところにまず使っているという。残りの4 0%の中で人件費を十数%使ったりとか、あと施設管理費で使ったりとかやっているので すけれども、実際にその政策の工夫とかアイデアが出て使えるお金というのは、年間に数 億円しか実はないというのが現実です。

そういう中でやっぱりニーズがどんどんふえていくので、そうすると何かと何かのサービスを統合することによって両方、二つサービスがあって、1億ずつもし予算がついていれば8割とか9割の執行率、使ったお金の金額でいくと3,000万ぐらい残ります、8割か9割だと2億円の中で。

すると、その統合することによって、少しでもむだを減らすことによって、そこで生まれた1,000万とか2,000万を新しい施策の費目としてつくるとか、そういうふうにかなり精緻なことまで作業をしています。

及川委員 なるほど。

吉住区長 あとは似たようなサービスをなるべく統合することによって、そこにかかわる受け付けをする、チェックをする人間というのを減らすことによって違うサービスに、そこで今まで10人かかわっていたところを8人で済ませて、新しいことに対して2人を差し向けるとか、そういう工夫によって新しい事業に展開をしていくという。

そのかわり職員は新しいことをどんどん覚えなければいけないので。

及川委員 そうですよね。区報でいただいたこの円グラフの中に結構障がい者と子育て のほうに随分かかっているなというのは思ったのですけれども、なかなか現実としては取 り出して随分工夫をされているということですか。

吉住区長 ええ、何らかの自治体とやっぱり保育園を、保育士の話もあるのですけれど

も、保育園を運営する事業者の取り合いにもなっていますので、どれだけその事業者に対して家賃補助を出せるかとか、その単価設定の戦いとかそういうところに。

及川委員わかりました、ありがとうございます。

地域コミュニティ課長 それでは、区長、この後また公務がございますので、このあたりで。

吉住区長 すみません、また1年間よろしくお願いします。

地域コミュニティ課長ありがとうございました。

それでは、引き続きまして協働支援会議を進めさせていただきます。まず、これからは 座長の選出をさせていただきたいと思います。私どもの要綱では委員の互選ということに なっております。

まず、座長の推薦をいただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。 宇都木委員 はい、久塚先生、引き続きお願いします。

地域コミュニティ課長 ただいま宇都木委員から久塚委員というご発言がございましたが、皆様、いかがでございましょうか。

全委員 異議なし。(拍手)

地域コミュニティ課長 それでは、平成30年度の協働支援会議、座長につきましては、 昨年度に引き続きまして久塚純一様にお願いしたいと思います。久塚委員、よろしくお願 いいたします。

それでは、座長席のほうにご移動ください。

久塚座長 よろしくお願いします。それでは次に進めていくのですけれども、座長の代理ですね。宇都木委員にお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

久塚座長 では、私が出張その他出られないときがあります。昨年も宇都木さんにお願いしたことがありますけれども、お願いします。よろしいですね。

宇都木委員はい、ご指名いただいたので。

久塚座長 ということで、その後はもう進めてよろしいですね。

それで事務局です。新しい方も入られましたし、新しい委員の方もおられますので事務 局の紹介をお願いします。

地域コミュニティ課長 それでは、私のほうから事務局の紹介をさせていただきます。 先ほどごあいさついただきましたが地域振興部長、加賀美、引き続きよろしくお願いい たします。

地域振興部長 よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 私、2年目になりますが、地域コミュニティ課長の月橋です。 よろしくお願いいたします。

それから、私の隣がこちらも2年目になりますが協働担当主査ということで引き続き担当します神原です。

事務局 神原でございます。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 それから、ちょっと1人飛んで男性の職員をまず紹介させてい ただきます。松永でございます。

事務局 3年目になりました松永と申します。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 最後に、昨年まで勝山が担当しておりましたが、教育委員会に 異動になりました。かわりに介護保険課から異動してまいりました丹野でございます。

事務局 本年度から協働担当になりました丹野と申します。よろしくお願いいたします。 地域コミュニティ課長 以上のメンバーで皆様と一緒に協働の推進に尽力していきます のでよろしくお願いいたします。

久塚座長 ここで毎回定足数のところから始まっていくのですけれども、もうこれは今日は傍聴はおりませんけれども、基本的に公開ということになりますし、議事録というのも毎回作成しています。

音声もとっていますので、発言の場合には大きな声でお名前を入れて発言をしてください。議事録については座長と座長代行のサインということで確定するという手続になっていて、基本公開ですけれども、年に何回かは公開じゃない形で審議するということもあります。

ホームページを見ていただければ昨年までのところ、どういう経緯で今のような状態になったのかというところを見ることができます。

では、お手元に資料、分厚いものと、それからいっぱいあるかもしれませんけれども、 事務局のほうから落ちがないか確認してもらいます。

事務局 では、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料でございますけれども、 1枚目が次第になっております。

2枚目、おめくりいただきまして資料1、委員名簿。

2枚目が資料2、支援会議の開催予定。

次が、資料3で一般事業助成の申請団体一覧。

それから、資料4で一般事業助成スケジュール表。

続いて、資料5で一般事業助成採点表。

資料6で一般事業助成の審査基準等について。

資料7で一般事業助成事前チェックシート。

資料8で協働推進基金の寄附金の活用先の指定。

資料9で協働事業助成スケジュール表。

最後に、資料番号を振っておりませんけれども、一般事業助成の募集要項。

それから、机上配付で第2回目の協働支援会議の通知を配付をさせていただいております。

以上でございます。

久塚座長 資料、落ちはないですね、大丈夫ですね。では、これをもとに第1回目の会議を進めたいと思います。

事務局、よろしくお願いします。

事務局 では、議題なのですけれども、お一つ目としまして、支援会議の開催予定のほうをご説明させていただきたいと思います。

資料2のほうをごらんください。今年度の会議の開催予定でございます。カラー刷りになっておりまして、オレンジ色のほうが一般事業助成の審査やその他の協議事項の審査。 それから、黄色のところが協働事業の評価に関するもの。青色が協働事業助成の審査となっております。本日を含めて14回の予定でございます。

このほか2事業視察を予定しております。10回目の支援会議までの日程が決まっておりますので、ご確認のほうをお願いしたいと思います。

それから、協働支援会議のほうは、ちょっと繰り返しになりますけれども、こちらの9 名の委員の皆様で進めていただきます。協働事業の審査と評価につきましては総合政策部長、それから提案のあった関連の部長が加わって審査をしていただくような形になります。

それから、それぞれの会議の審議内容の予定につきましては、この表の右側に記載をさせていただいておりますのでご確認のほうをお願いいたします。

まず、早速なのですが、一般事業助成の審査でございますけれども、本日も含めて4回 実施をしていただきます。青色の部分が協働事業助成の審査になっておりまして、こちら も4回でございます。それぞれ一次選考、二次選考、最終選考と進めてまいります。本日 また後ほど詳しくご説明のほうはさせていただきたいと思っております。

それから、黄色の協働事業評価に関しましては、昨年度公募を休止した関係で、今年度は実施1年目事業の評価がございません。実施2、3年目の事業の評価のみとなっております。事業のほうは2事業で、27年度に採択をしました地域防災の担い手育成事業。それから、28年度に採択をしました地域の担い手ごっくんリーダーによる食べる力推進プロジェクト、この二つでございます。

それから、すみません。繰り返しになりますけれども、視察のほうは詳細が決まりましたら追ってお知らせをします。また、日程表に入っておりますけれども、5月22日午後に、実施団体と所管課による昨年度の協働事業につきまして事業報告会を開催する予定となっております。こちら評価の参考として、今年度から委員の皆様にご覧いただくということになっております。開催前にお知らせのほうは送らせていただきますけれども、これまでの視察と同様の取り扱いになりますので、可能な範囲でご参加いただければと思っております。

それから、第6回と第7回の支援会議なのですけれども、7月20日の午前中に同時開催とさせていただく予定となっております。6回目が協働事業助成の一次審査、7回目のほうが協働事業評価の報告書の作成の協議となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会議の予定につきましては、以上でございます。

久塚座長 大丈夫ですか。ちょっとわかりにくかったかもしれませんけれども、29年度実施事業報告会というのは、昨年度までは実際に事業をやっているところを、全員ではないですけれども、来られる委員は参加をして審査、評価する際のポイントを把握していただくために、書類だけではなくて現地に出かけようということで実施してきました。

今年はそのところにうまく日程調整ができなかった。できなかったというのは一体どういうことかというと、報告書をつくる前にこういうことをやっていないと報告書はできませんので、ヒアリングのような形でそれをどうやったのかと説明を受けるということでこの会を設けてやったということになるのです。それが5月22日です。

ですから、皆さん方がお仕事などで参加できないかもしれませんけれども、採点とか審査の結果を左右する可能性もありますので、可能な限り参加をしてくださいという意味です。この資料2を使った説明はよろしいですか、大丈夫ですか。

では、先に進めて。

事務局 この後は資料3から資料8を用いまして、続きましての議題で30年度の一般 事業助成の一次審査書類選考について、ご説明をさせていただきます。

資料3をごらんください。一般事業助成なのですけれども、4月10日火曜日に申請受け付けを終了いたしまして、記載のとおり12件の申請がございました。今年度より助成対象となる団体を区外の団体や任意団体等に拡大させていただいたところですが、12件の申請のうち区外の団体からの申請はなく、NPO法人以外の団体からの申請は2団体ございました。

また、過去に助成を受けた事業と同一事業を申請されたのは1団体ございました。

事務局のほうで申請書類と審査資料を取りまとめまして、お手元のちょっと分厚いのですが、ピンク色のファイルにファイリングさせていただいております。審査の際には基本的にこちらのピンク色のファイルを審査資料として用いていただきまして、あとは今日配付いたしました資料の一番後ろに助成金の手引き、団体さんなどにもお渡ししているものなのですけれども、そちらも参考としてつけさせていただいておりますので、こちらをもとにご審査をいただくことになります。

審査の今後のスケジュールなのですけれども、まず申請書類等を参考に事前審査をしていただきまして、次回の来週の4月20日の金曜日の第2回の協働支援会議では、書類審査に当たって申請団体や申請内容についての共通理解を深めるための意見交換というものを行います。

具体的な内容なのですけれども、ちょっと資料番号が飛びまして資料の7番をごらんください。こちらが一般事業助成の事前チェックシートという形になっておりまして、来週の会議ではピンク色のファイルの中の各団体の資料をもとに意見交換を行っていただき、採点の前の共通認識を統一していただくという場になっています。こちらの事前チェックシートにございますとおり区の助成事業として事前に確認していただきたい点が3点ございまして各団体の申請内容。こういった部分にちょっと疑問点ですとか、そういうものがございましたら、ぜひ次回の第2回協働支援会議の場でご発言いただきまして、審査前の意見交換というところを行っていただきます。

各委員にはその後のスケジュールなのですけれども、その第2回協働支援会議の意見交換の結果を踏まえて書類審査を行っていただきまして、その採点結果を5月6日の日曜日までにメールでご送付いただきます。こちら必着となっておりますのでよろしくお願いいたします。

その後、事務局で集計した採点結果をもとに、5月11日金曜日の第3回協働支援会議で一次審査の結果を協議していただきまして、通過団体を決定していただくという流れになっております。

続きまして、具体的な書類審査についてご説明させていただきます。書類審査の方法と しましては、採点表による審査を行い、各委員の合計点で順位づけをしまして、一次選考 の通過団体を決定いたします。

その一次選考の通過団体が二次選考のプレゼンテーションを実施する団体ということになります。

久塚座長 ちょっとそこでとめてもらっていい。先ほど事務局からの説明のときに次回、 共通認識。意見交換を行って共通認識という表現があったのですけれども、初めて委員に なった方にちょっとプラスして説明させていただくと、そこでいい、悪いということでは ありません。これを見てわかりにくかったところ、あるいはここはどう読むのだろうとい うことで、あるいは委員の中には当該団体について非常によく知っておられる方がおられ るかもしれない。ここはよくない、いいよね、ここはやっぱりだめだよね、この書類はだ めだということを次回やるのではなくて、審査をするためのもとのデータのわからないと ころを共通認識しよう。委員の中で共通のものにするというのが、次回の手続というふう に理解してください。よろしいですか。

では、進めて。

事務局 次回の第2回支援会議でそのような事前協議を行っていただきまして、資料5 の採点表、こちらを用いて一次審査の採点を行っていただきます。

資料5番の見方を簡単にご説明させていただきます。ちょっと去年から様式が変わっておりますのでご注意ください。まず、審査項目が表の一番左側に並んでおりまして、団体名が表の上部に並んでいます。採点のイメージなのですけれども、各審査項目に沿って縦に評価を入力していただき、1番から12番まで12団体分採点していただくというイメージになっております。

採点なのですけれども、資料の右上にございます評価の目安というものがございます。 AからEまで5段階あるのですけれども、こちらの評価をそれぞれボックスの中につけて いただくことになります。アルファベットで委員の皆様に評価いただいたものを事務局の ほうで資料の下の四角の囲みの部分のとおり点数に変換させていただきます。

以上が採点の内容になっております。

審査についてなのですが、先ほど申し上げましたとおり今年度から助成対象団体を拡大しております。そのためその分、申請内容が新宿区の地域課題の解決に資する事業となっているかどうかという点については、重点を置いて審査をしていただきますようによろしくお願いいたします。

また、制度変更に伴いまして審査基準や通過基準等も変わっておりますので、改めてご説明させていただきたいと思います。資料の6をごらんください。まず、1番の審査基準についてなのですが、先ほどの採点表と比較していただけるとおわかりかと思うのですが、これらの審査基準がそのまま審査項目となっております。各審査基準の隣に、申請書のどこが各項目の主な該当部分なのかを参考として記載させていただきましたので、審査の際にご活用いただければと思います。

また、各審査項目には表の一番右側のとおり配点も設けられております。

久塚座長 ちょっととめてもらっていい。これも復習プラス新しい委員の方にお話しするのですけれども、その分審査内容が新宿区の地域課題の解決に資する事業となっているかというようなところに重点を置いてくださいという発言がありました。ちょっと狭くなったというか、エッという印象もあるかもしれませんけれども、いわゆるNPO法人として狭めていたもの、あるいは新宿区に拠点を置いていることというのを外してしまったのです。

そうすると日本中からいろんなものが出る可能性がある。新宿区の税金を使うということであれば、当然審査の評価の基準として、いろんなところの団体やそのNPO法人格を持っていないところが申請してもよろしいのですけれども、それは新宿区の税金を使っているということから、新宿区の課題というところを評価の一つの大きな目安に結果的になってしまいますということです。

では、進めて。

事務局 では、2番の採点方法です。委員の皆様にはAからEの5段階のアルファベットで採点をしていただきまして、その結果を事務局で点数に変換いたします。AからEの各評価をつける目安は表のとおりです。こちらは採点表の右上のほうについているものと同じです。

続きまして、資料6の3番の通過基準ですが、一応の目安としまして一次審査、二次審査ともに審査員の合計点数が総得点のおおむね6割以上という基準を設けさせていただいているのですが、こちらについては助成総額ですとか、申請団体数等により委員の協議で

決定していただく部分になっております。

通過基準等委員の協議でお決めいただく事項や、一次審査通過団体に対して実施する二次審査のプレゼンテーションの方法や開催時間、発表・質疑の時間等については、第2回の次回の協働支援会議において審議をする予定となっております。

続きまして、4番の減額調整についてご説明いたします。本年度の区の予算額が200万円となっておりますので、二次選考を通過した団体の合計助成額が200万円を超えた場合には、下位の団体を中心として減額調整を行うことになります。

ここまでよろしいでしょうか。

久塚座長 今までのところいいですか。ただ、その減額調整の場合もそれに該当しそうな団体に連絡をして、減額されるのであれば申請を取り下げるといいますか、というようなことまでいく可能性ももちろんありますけれども、それは四角四面でそういうことをやるというのではなくて、点数がちょっと低いところでもやっぱり採用したいなと。当該団体、出し続けるのは大変だからということを考えたときに、皆さん方でご意見を交換しながら最終的に結論を出すということで、今までで言うと50万のうちのそれの2割ぐらい、10万程度の減額があったというのが、一番大きな幅を持った減額ということになります。今までのところはいいですか。では、お願いします。

事務局 最後なのですけれども、30年度の一般事業助成のご審査に当たっての留意事項を2点お伝えいたします。資料8をごらんください。1点目なのですけれども、一般事業助成の助成金は、区民や事業者の方たちからの寄附金を積み立てた協働推進基金を原資としております。

寄附をしていただく際に、その活用先としてNPO法に定められております20の活動 分野を希望することができまして、助成金の審査に当たりましては、こちらの資料8にご ざいます寄附者の意向を尊重するよう努めることとなっております。

なお、平成30年3月末の基金残高は、取り崩し後の予定額が1,228万円となっておりまして、前年度の3月末の残高1,187万円でしたので、40万円ほど増加する見込みとなっております。

平成29年4月以降の寄附金につきましては、資料8に寄附者の活用してほしい分野の希望というものをまとめておりますので、審査の際にはこちらを寄附者の意向を考慮してのご審査をよろしくお願いいたします。

久塚座長 決して縛られるものではないのですけれども、この会議が始まった初めのこ

ろは結構金額、ご寄附、ありがたいことにいただいていたのですけれども、3.11の後、 特にやっぱりほかのところに寄附するとかいろんなことが起こって、区のこのことについ てのご寄附というのは、少し金額は減っております。

そういうことも踏まえつつ区が持っているそれと合わせて寄附できるような形で、この 一般助成と言われるものを財政的に進めているということになります。よろしいですか、 では。

事務局 2点目なのですけれども、今回新しい助成制度となり初めての申請受け付けとなりましたが、事務局のほうでは必要書類がそろっているかという点はもちろんのこと、申請事業の内容が新宿区の地域課題解決を目指したものかどうかという点についても可能な限り確認をさせていただいております。

早い段階からご相談をいただいた団体さんもいれば、申請最終日に初めてご相談をいただいた団体さんもおりましたが、事務局からはすべての団体に対して内容面についても確認とアドバイスを実施しております。

しかしながら、ちょっと申請書類のほうをご覧いただければおわかりになるかもしれないのですけれども、昨年度協働事業提案で実施した事業と非常に類似した事業が1件申請されております。事務局からはその旨をお伝えをしたのですけれども、団体として申請の意思が固いということで受理をしていますので、あらかじめご了承ください。

また、区の地域課題の解決に向けた事業の必要があることをどの団体にもお伝えしているのですが、その記載がなかなかしていただけていない団体もございます。事務局のほうでは極力修正をお願いしているのですが、最終的には団体の意思で記載をしていただくしかございませんので、区の課題のとらえ方が甘い事業があるかもしれないのですが、その点もご理解をいただければと思います。

最終的には、そういった部分を含めて委員の皆様でご審査をしていただく項目となりま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

久塚座長 事務局としては、どれが区の課題から遠いということは決して言えませんので、基準として区の課題というのは、先ほど申し上げたように任意団体、あるいは新宿区に拠点を置かないNPOなども申請することができるというプラスのほうに動いた結果、そういうことであればそういうところが資格があるけれども、区の税金を使うということであるので、区というところが同時に重きが置かれることになるということです。

もう一つ、事務局はそういうことを踏まえて、書類のやりとりやご質問があったときに、

こういうことですということをご説明しているということも、手抜きをしていないということです。

ですから、制度趣旨に見合った、そして最終日非常にギリギリで来たところもあったのですけれども、すべての申請団体にそれが伝わるように口頭で、あるいはメール等で連絡をし合いながら、できるだけこの制度に合った申請書が形式上できるように、そして実体をそれが示しているようにということについて、平等に区は動いたということになります。では、次に進める。よろしいですか、今までのところは。

では次は協働事業に。協働、この委員会はきょうはこういうメンバーなのですけれども、 一般的なこういうのと、もう一つ大きなものがあって、このメンバー、プラス先ほど言っ た2人ないし3人の部長さんが入って、ちょっと金額が大きいものが動いているというの が、皆さん方の先ほどで、1年間のもので言うと事業視察にかわって今回ヒアリングです みたいな、説明ですという、そういうのを採用して動かしている協働事業というのもあり ます。

少し経緯をさかのぼって言うと、今の形のものというのはそれで進んでいるのですけれども、2年間であったり金額がずれたり、あるいはご存じの方は多いと思うのですけれども、区の予算というのが決まるのが秋のある時期だとして、そこでどういうふうに審査をして、どこに決定して、お金がいつから動けるのかというと、すぐ2年目に入ってしまうみたいなことが動いてくるので、単年度ごとの予算ではあるけれども2年間の事業として、3年間の事業として継続できるような工夫もかなり区に無理を言いましてできるような仕組みに近いものをつくってもらっております。それで回しているのが先ほど言ったごっくんリーダーとか防災というものになります。

では、事務局のほうから。

事務局 では、協働事業助成についてご説明をさせていただきます。資料9のほうをごらんください。

協働事業助成スケジュール表ということでございます。今年度は提案の審査のほうを行っていただきまして、実際の事業の実施は来年度からという形になります。

審査に当たってのスケジュールのほうをご説明をさせていただきます。現在区の各担当課のほうに、区からの課題提起というものを依頼しているところでございます。こちらの区のほうで課題だと思っているテーマを出していただきまして、5月15日から始まります公募のところにそのテーマを乗せていくというような作業になりますので、このテーマ

出しというものを今依頼しているところでございます。

次回、5月11日に協働支援会議がございますけれども、この5月11日のときに助成の手引きのほうを確定をさせていただきまして、『広報しんじゅく』5月15日号に掲載を して、周知のほうを開始をさせていただきます。

募集の説明会なのですけれども、5月22日、23日、28日の3回を予定しております。先ほどもご説明させていただきましたけれども、22日のほうは昨年度の実施団体による事業報告会となっておりますので、この事業報告会と説明会をセットで行う予定となっております。委員の皆様にご出席いただくのは事業報告会のみの予定でございます。

それから、23日と28日は募集の説明会に協働支援会議委員による講演会のほうをセットとさせていただきます。23日の午後を関口委員、28日の夜間を伊藤委員のほうにお願いをしております。両委員、どうぞよろしくお願いいたします。

その後、5月28日から6月20日にかけて公募をさせていただきまして、25日に委員の皆様へ資料のほうをお送りする予定となっております。一次採点の提出期限でございますけれども7月20日。プレゼン質問表のご提出のほうを8月27日までにお願いをしまして、9月4日にヒアリング、二次審査の実施。その後、2回にわたって審査報告書のご協議をいただきまして、12月中旬に区長へ審査報告書のほうを提出するという予定になっております。

ざっとでございますけれども、年間を通してこのような予定となっております。提出書 類等お願いするものもございますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

久塚座長 こちらのほうは金額もですけれども、資料も1件当たりかなり膨大になっているということで、委員の皆さんには狭い間でいろいろやってくれというのが集中すると思いますけれども、申しわけないのですけれどもよろしくお願いいたします。

今までのところ、いわゆるここに立ててある分と、先ほど口頭で説明していただいた協 働事業と言われるものについてのアウトラインだったのですけれども、ちょっとわかりに くいというところがありましたか。システムの説明なのですけれども、大丈夫ですか。

では、大丈夫そうですので、もし帰られて資料をもう一度読んでみて、ああ、ここがちょっとわからないということであれば、お電話でも事務局のほうにいただいて。

この時点だけではなくて結構ですので、そのようにしてください。

では、もうこれで終わり。

事務局 はい。では、次回の開催予定なのですけれども、机上配付させていただいてお

りますけれども、4月20日金曜日の午後2時開始ということで、場所のほうは本日と同 じ第4委員会室の予定でございます。そのときに本日お配りしましたこのピンクのファイ ルと募集要項、こちらのほうをお忘れなくお持ちいただければと思います。よろしくお願 いいたします。

久塚座長 それをベースにいろいろ確認ということになるのですけれども、次の会議、20日ですが、そこでお話をするというのは一体何であったかというと、審査をそれぞれの委員が独立して採点するわけですけれども、それのベースになるこの資料を読んでくる。読み方がわからないとか、数字が合っていないのでこれはどうなのですかみたいな話があるので、この1冊を1週間できちんと読んでくるということになります。よろしいでしょうか。それをベースに議論をしないと進まないので、大変お忙しいでしょうけれども議論ができるように。

こんなことが書いてあるけれども、これは一体どうなのですかみたいなことが皆さん方の発言になってくるわけです。間違いをチェックしろということではありません。よろしいですか。

では、第1回目、どうもお疲れさまでした。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —